



熊本地震により被災された方へ 各種支援一覧

平成29年6月5日現在

※詳しい内容や、手続きに必要なものについては、各問合せ先にご連絡ください。
 ※新たな支援が追加された場合は、防災無線、町ホームページ、デタボン等によりお知らせします。

支援項目	内容	対象	問合せ先
り災証明書の発行	自然災害により、住家等に被害を受けたことを証明するもの ※現地調査を行います	住家等に被害を受けた方 ●申請受付 ・現地調査 H29.3/31まで ・現地調査を行わない写真等での確認（一部損壊）H30.3/31まで	総務課 (☎：72-1111)
被災証明書の発行	自然災害による物件等（家具や塀・門等）の被災した事実を証明するもの ※現地調査は行いません	住家以外の被害について、被災した事を証明してほしい方 H30.3/31まで	総務課 (☎：72-1111)
町民税の減免	被害の程度により減額 又は免除	住家や家財の損害金額が価格の10分の3以上である方 ※保険金等により補てんがある場合はその分を除く	税務住民課 (☎：72-1128)
	被害の程度により減額 又は免除	農作物に一定の被害を受けた方	
固定資産税の減免	被害の程度により減額 又は免除	家屋…流失・全壊など 土地…流失・崩壊など 償却資産…流失・全壊など	税務住民課 (☎：72-1128)
軽自動車税の減免	車両の損害の程度により減免 又は免除	軽自動車に被害を受けた方	税務住民課 (☎：72-1128)
国民健康保険税の減免	被害の程度により減額 又は免除	納税義務者が被害を受けた場合	税務住民課 (☎：72-1128)
町税の徴収猶予	町税の徴収猶予（1年以内）	り災証明書の発行を受けた方	税務住民課 (☎：72-1128)
各種証明書の発行手数料の免除	災害に係る公的申請に必要となる添付書類	被害に係る公的申請をされる場合	税務住民課 (☎：72-1172)
介護保険料の減免等	保険料の減免 （前年の合計所得金額により減免割合は異なる）	減免の申請のあった年の前年の合計所得金額が600万円以下で、災害により住宅、家財、その他の財産について、その価格の3割以上の損害を受けた方 H29.9まで	健康福祉課 (☎：72-1295)
介護保険利用料の減免	・介護サービス利用料の免除	り災証明書にて住家が半壊以上等の場合（熊本地震発生以前から継続して施設に入所されている場合は対象となりません） H28.4/14～H29.9/30利用分まで	健康福祉課 (☎：72-1295)
後期高齢者医療保険料の減免	保険料の減免	災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた方 H29.9まで	健康福祉課 (☎：72-1229)

支援項目	内容	対象	問合せ先
国民年金保険料の免除	前年の所得金額により免除の金額が異なる	天災などで被災し、保険料を納付することが著しく困難な方 H28.3～H30.3まで	健康福祉課 (☎：72-1229)
被災者の生活再建支援	住家の建設、購入、補修や賃貸住宅の家賃等のための経費 基礎支援金 50万～100万円 + 加算支援金 50万～200万円	り災証明書にて住家が大規模半壊以上の世帯 (やむを得ない事由で住家を解体した場合は半壊でも該当)	健康福祉課 (☎：72-1229)
罹災者見舞金の支給	住家等が半壊～全壊 5万～20万円以内	災害により住家等が著しい損害を受けた方で、被災時点に当該建物を使用していた方	健康福祉課 (☎：72-1229)
義援金の支給	住家等が半壊～全壊 全壊 80万円 大規模半壊・半壊 40万円	災害により住家等が著しい損害を受けた方で、被災時点に当該建物を使用していた方	健康福祉課 (☎：72-1229)
民間賃貸住宅(みなし仮設)事業 3/31終了	・賃貸料等の免除 (但し、条件あり) ・入居期間…最長2年間	り災証明書にて住家が大規模半壊以上の世帯 (やむを得ない事由で住家を解体した場合は半壊でも該当)	健康福祉課 (☎：72-1229)
災害援護資金 9/30終了	・貸付限度額…350万円 ・利率…年3パーセント (据置期間は無利子) ・償還期間10年(据置含む)	災害により負傷又は住家、家財に被害を受けた方 (所得制限あり) 申込書の提出期限 平成28年9月30日	健康福祉課 (☎：72-1229)
災害弔慰金の支給	熊本地震により、亡くなられた方のご遺族に支給 【支給額】 亡くなられた方が、 ・生計維持者の場合 500万円 ・生計維持者以外の場合 250万円	審査委員会において災害関連死と認められた方のご遺族 *まずは、窓口又は電話にてお問い合わせください	健康福祉課 (☎：72-1229)
災害障害見舞金の支給	熊本地震により、心身に重度の障がいを受けた方に支給 【支給額】 重度の障害を受けた方が、 ・生計維持者の場合 250万円 ・生計維持者以外の場合 125万円	審査委員会において震災との関連性が認められた方 対象になる障害は、咀嚼・言語機能を廃した方、神経系統等の機能に著しい障害が残った方等 *まずは、窓口又は電話にて担当課にご相談ください	健康福祉課 (☎：72-1229)

支援項目	内 容	対 象	問合せ先
一部損壊世帯へ 義援金	一世帯あたり <ul style="list-style-type: none"> ・10万円 (修理費が100万以上) ・5万円 (修理費が50万以上100万未満) ・3万円 (修理費が30万以上50万未満) 	熊本地震により、罹災証明書が一部損壊の方で、被災住家の修理に30万円以上を支出された世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・対象の範囲は日常生活に欠くことのできない部分の修理 ・内装や外構、家電製品は対象外 	健康福祉課 (☎: 72-1229)
保育料の減免 H28終	徴収基準額の全額又は一部を免除	災害等やむを得ない事由の場合	健康福祉課 (☎: 72-1229)
教科書の供給 5/27終了	災害によって教科書が滅失又はき損した方に教科書を供給	町立小・中学校の児童・生徒	教育委員会 学校教育課 (☎: 72-0443)
損壊家屋の解体 撤去 5/1終了	損壊家屋の解体を国の補助の対象とする(但し、市町村が主体となる解体であること)	り災証明書にて住家が半壊以上の世帯 (家屋の所有者が市町村による解体に同意していること)	環境水道課 (☎: 72-4002)
水道料金の減免	平成28年2月・3月に使用した水量の平均使用水量に減量し算出 水道管破損による漏水により増加した使用水量を、その月の前2箇月の平均使用量に減量し水道料金を算出(山都町水道料金及び簡易水道料金の減免に関する規則)	熊本地震による水道管の破損により使用水量が増加した方 平成28年4月1日以降に、自然災害等が原因で水道管破裂等による漏水が発生し、水道料金が高額になった場合	環境水道課 (☎: 72-4002)
被災住宅の応急 修理 4/13終了	被災した住家の居室・台所・トイレ等、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理する ※1世帯当たり57万6千円が上限	<ul style="list-style-type: none"> ・住屋が半壊の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯 ・住屋が大規模半壊、全壊の被害を受けた世帯で、応急修理することで引続き居住が可能な場合 	建設課 (☎: 72-1145)
町営住宅及び公営住宅への入居 終	家賃等の減免	災害により住家が滅失した方	建設課 (☎: 72-1145)
畜舎や農業用ハウス等の再建・修繕費用の補助 終	<ul style="list-style-type: none"> (1) 畜舎等の再建・修繕 (2) ハウス施設等の再建・修繕 (3) 農業用機械・設備の再建 費用を補助	災害により畜舎や農業用ハウス等に被害を受けた方 (対象とならない場合もあり)	農林振興課 (☎: 72-1136)

支援項目	内容	対象	問合せ先
農地等災害復旧に係る分担金の徴収の特例 (平成28年発生農地等災害復旧工事)	<ul style="list-style-type: none"> 査定設計委託料の施行に伴う分担金は、徴収しない 災害復旧事業(査定委託事業を除く)の施行に伴う分担金の額は、次の受益者負担率を乗じた額とする <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地等災害復旧事業 1/100 (2) 農地用施設災害復旧事業 1/100 	平成28年熊本地震及び豪雨災害により農地や農地用施設等に被害のあった方 (平成28年発生農地等災害復旧事業(国の認定事業)の受益者に限る)	農林振興課 (☎: 72-1136)
中小企業者等向け支援策	被災中小企業者等支援策ガイドブック※各種支援一覧 (http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2016/)	熊本地震で被害を受けた中小企業・小規模事業者	山の都創造課 (☎: 72-1158)
家屋損壊等に対する見舞金 (日本財団)	一世帯あたり 20万円	り災証明書にて住家が大規模半壊以上の世帯	日本財団災害復興支援センター 熊本支部 (☎: 03-6435-5751)
NHK放送受信料の免除 H28.9終	平成28年4月から平成28年9月までの6ヶ月間	り災証明書にて半壊以上の被害を受けた建物の放送受信契約	NHKふれあいセンター (☎: 0570-077-077)
住宅ローンなどの免除・減額	住宅ローンなどの免除・減額	熊本地震の影響で住宅ローンなどの返済にお困りの方 (一定の要件を満たすことが必要)	ローンの借入先 (各金融機関)
災害復興住宅融資	低金利の融資制度	り災証明書の発行を受けており、住家を建設・購入又は補修する方	住宅金融支援機構 (☎: 0120-086-353)
建設確認等手数料の減免	被災した建築物の建替え等を行う場合は、建築基準法に基づく建築確認等の手数料を減免	り災証明書を受けており、住家が滅失又は損壊し、一戸建ての住宅を新築する方	熊本県土木部建築住宅局建設課 (☎: 096-333-2534)
健康保険一部負担金等の免除	・医療機関等で受診した際の一部負担金等の支払いの免除 (H28.4.14~H29.9.30までの診療、調剤及び訪問介護)	り災証明書にて住家が半壊以上、被保険者または主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合、長期避難世帯である場合等	協会けんぽ熊本支部業務グループ (☎: 096-340-0262)